

正誤表（一般単価）

令和元年12月4日訂正

コード	名称	規格	規格 2	単位	地区	誤	正	備考
R000001	船団長乗船手当			人	99	2907	2854	単価値訂正
R0261	高級船員乗船手当			人	99	2907	2854	単価値訂正
R0271	普通船員乗船手当			人	99	2379	2336	単価値訂正
R2002	高級船員乗船手当			人	99	2907	2854	単価値訂正
R2003	普通船員乗船手当			人	99	2379	2336	単価値訂正
RAA51	乗船手当（普通船員）			人	99	2379	2336	単価値訂正
RAA52	乗船手当（船団長）			人	99	2907	2854	単価値訂正
RAA53	乗船手当（高級船員）			人	99	2907	2854	単価値訂正

令和元年 12 月 4 日訂正

公共工事設計労務・資材単価表 (訂正版)

令和元年 10 月 1 日

山口県土木建築部

目 次

0 1. 総則

(01) 単価表について	1
(02) 山口県公共工事設計単価設定要領	2
(03) 公共工事設計労務・資材単価表の公表取扱い要領	4
(04) 各資材分類における留意事項等	5
(05) 特殊集計区分設定単価一覧表	1 2
(06) 単価設定地区コード表	1 3
(07) 単価分類コード一覧表	1 4

0 2. 労務資材単価

(00) 表紙	1 5
(01) 油類	1 5 - 1
(02) 火薬類	1 5 - 3
(03) ガス等	1 5 - 3
(04) セメント類	1 5 - 4
(05) 生コンクリート	1 5 - 7
(06) コンクリートブロック	1 5 - 5 2
(07) ヒューム管	1 5 - 5 3
(08) コンクリート側溝類	1 5 - 5 4
(09) プレキャストL型擁壁	1 5 - 6 9
(10) ボックスカルバート	1 5 - 7 0
(11) その他コンクリート二次製品	1 5 - 7 2
(12) 砂	1 5 - 7 3
(13) 砕石（新材）	1 5 - 7 4
(14) 砕石（再生材）	1 5 - 7 7
(15) 石材	1 5 - 7 8
(16) 捨石	1 5 - 7 9
(17) 木材	1 5 - 8 3
(18) 鉄筋	1 5 - 8 3
(19) 鋼材	1 5 - 8 4
(20) 金網	1 5 - 9 1
(21) 金具類	1 5 - 9 2
(22) グレーチング	1 5 - 9 2
(23) 落石防止柵	1 5 - 9 9

(24) 落石防止網	15-99
(25) 籠類	15-100
(26) 法面資材	15-101
(27) 管類	15-101
(28) 塗料	15-112
(29) 賃料	15-113
(30) その他	15-122
(31) 市場単価	15-125
(32) 土木工事標準単価	15-140
(33) 建設用仮設材損料及び消耗品料	15-152
(34) 労務費	15-155
(35) トンネル資材	15-157
(36) 道路資材	15-157
(37) アスファルト合材	15-164
(38) アスファルト合材(再生合材)	15-172
(39) 橋梁資材	15-175
(40) 伸縮装置	15-179
(41) 砂防・地すべり・急傾斜地資材	15-179
(42) 河川海岸資材	15-181
(43) 上下水道材	15-181
(44) 下水道用コンクリート製品	15-184
(45) 港湾資材	15-192
(46) 業務委託資材	15-193
(47) 業務委託資材2	15-194
(48) その他2	15-195

03. 施工パッケージ用単価

(00) 山口単価	16
(01) 油類	16-1
(02) セメント類	16-1
(03) 生コンクリート	16-4
(04) コンクリートブロック	16-11
(05) ヒューム管	16-11
(06) コンクリート側溝類	16-12
(07) ボックスカルバート	16-14
(08) その他コンクリート二次製品	16-15

(09) 砂	1 6 - 1 5
(10) 砕石 (新材)	1 6 - 1 6
(11) 砕石 (再生材)	1 6 - 1 8
(12) 石材	1 6 - 1 9
(13) 木材	1 6 - 2 0
(14) 鉄筋	1 6 - 2 0
(15) 金網	1 6 - 2 1
(16) 籠類	1 6 - 2 1
(17) 法面資材	1 6 - 2 1
(18) 管類	1 6 - 2 1
(19) 道路資材	1 6 - 2 4
(20) アスファルト合材	1 6 - 2 5
(21) アスファルト合材 (再生合材)	1 6 - 3 2
(22) 橋梁資材	1 6 - 3 5
(23) 伸縮装置	1 6 - 3 5
(24) 砂防・地すべり・急傾斜地資材	1 6 - 3 5
(25) 河川海岸資材	1 6 - 3 6
(26) 下水道用コンクリート製品	1 6 - 3 6
(27) 東京単価	1 7

0 4. やまぐち発新製品単価

(00) 表紙	1 8	
(01) 従来品より機能が優る製品	1 8 - 1	
(02) 従来品と同等の機能の製品	コンクリート二次製品類	1 8 - 2
(03) 従来品と同等の機能の製品	再生アスファルト混合物類	1 8 - 2 4
(04) 従来品と同等の機能の製品	その他類	1 8 - 2 6

0 5. 労務単価

(00) 表紙	1 9
(01) 工事設計労務単価	1 9 - 1
(02) 設計業務委託等技術者単価	1 9 - 2
(03) 割増賃金係数	1 9 - 3

単価表について

この公共工事設計労務・資材単価表は、山口県土木建築部が発注する公共工事の予定価格の算出に使用する労務・資材単価を収録したものである。

資材単価について

- 1 大口需要者渡しの価格である。
- 2 単価表中の*単価について
(一財)建設物価調査会発行の「月刊建設物価」(Web 建設物価)「季刊土木コスト情報」及び(一財)経済調査会発行の「月刊積算資料」(積算資料電子版)「季刊土木施工単価」を使用した単価である。
これらの単価は、著作権を有するため、*で表示している。
- 3 備考欄に「注1)～注4)」を記載した単価について
 - ・注1)について
上記2)に該当する単価である。なお、単価の決定方法については、公共工事設計単価設定要領による。
 - ・注2)について
上記2)に該当する単価である。なお、単価の決定方法については、国土技術政策総合研究所のウェブサイトに掲載されている「代表材料規格等の基準単価作成方法について」による。
 - ・注3)について
国土交通省及び国土技術政策総合研究所のウェブサイトに掲載されている単価である。
 - ・注4)について
主要資材で改定頻度が年4回の単価である。
- 4 単価の色分けについて
前回の改定単価より上昇したものは赤字表記、下降したものは青字表記、新規に追加したものは緑字表記、変更していないものは黒字表記としています。

労務単価について

- 1 公共工事設計労務単価は、国において技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定された金額である。
- 2 設計単価は所定労働時間内(1日8時間当たり)の金額である。
- 3 設計単価は、直接労務単価で諸経費は含まれていない。

この単価表に関して質問がある場合は、下記ウェブサイトに掲載している「積算基準等に関する質問書」を提出すること。

山口県土木建築部技術管理課

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/tanka/kouhyou-tanka.html>

FAX 083-933-3669

E-mail a18000@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県公共工事設計単価設定要領

1 目的

この要領は、山口県土木建築部が発注する公共工事の予定価格算出に使用する単価のうち、「公共工事設計労務・資材単価表」で定めている資材単価、市場単価及び土木工事標準単価の決定方法を明確にし、適切な時期に単価改定を実施することを目的とする。

2 設計単価の決定

(1) 資材単価

原則として、山口県土木建築部が発注する建設資材等価格実態調査業務を受託した調査機関が報告する実勢価格とする。

(2) 市場単価及び土木工事標準単価

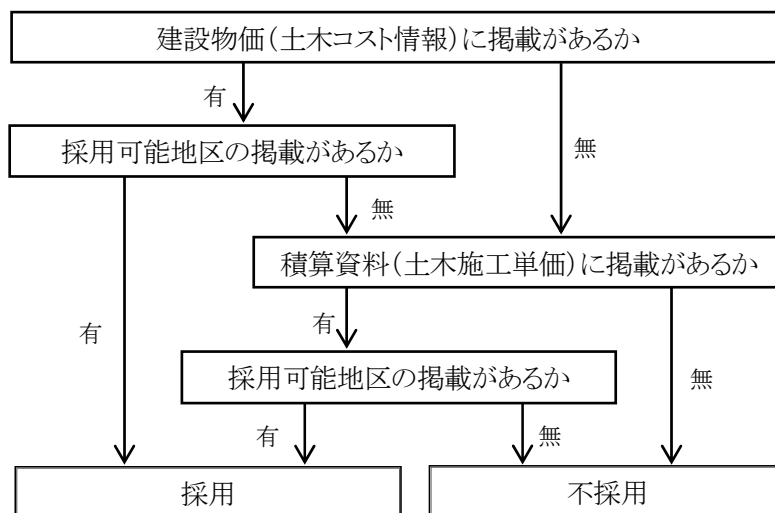
(一財)建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」又は(一財)経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載されている単価とする。なお、単価の決定方法については、(3)による。

(3) 物価資料から引用した単価の決定方法(施工パッケージ東京単価を除く)

ア 採用誌について

採用誌については、以下のフローによるものとする。

(一財)建設物価調査会発刊の「月刊建設物価」(Web 建設物価)「季刊土木コスト情報」及び(一財)経済調査会発刊の「月刊積算資料」(積算資料電子版)「季刊土木施工単価」の両誌に掲載がある場合は、平成31年度建設資材等価格実態調査業務委託の受託者である(一財)建設物価調査会が発刊する物価資料の掲載価格を優先的に採用する。



イ 採用可能地区について

[1] 地区コードに該当する都市(旧市町村単位)の掲載がある資材は、当該地区を採用する。

[2] [1]以外の資材の優先順位は次のとおりとする。

事務所所在地 → 県内の最寄りの都市 → 中国 → 全国 → 広島

ただし、コンクリート二次製品については、上記の「広島」は採用しない。

なお、事務所所在地 → 県内の最寄りの都市の地区コード別の選定(優先順位)は、山口県単価設定地区コード表(12頁)を参照すること。

3 設計単価の改定

単価改定時期については以下に示すとおりとする。

また、主要資材、一般資材の別は対象資材の流通状況を考慮し、年度末に検討を行うこととし、次年度の資材単価調査へ反映させるものとする。なお、資材単価、市場単価及び土木工事標準単価の臨時改定は行わない。

資材単価(主要資材):年4回

資材単価(一般資材):年2回

市場単価 :年4回

土木工事標準単価 :年4回

※ 資材単価について、主要資材及び一般資材とは以下に示すものとする。

- ・ 主要資材 : 油類、セメント類、生コンクリート、コンクリート二次製品、砕石、石材、鉄筋、鋼材、アスファルト合材等
- ・ 一般資材 : 主要資材以外のもの

調査時期と単価改定時期の関係を下表に示す。

改定基準日	4月1日	5月15日	7月1日	10月1日	1月15日
資材単価 調査月	全資材 2月調査 (物価資料3月号)	全資材 2月調査 (物価資料3月号)	主要資材 5月調査 (物価資料6月号)	全資材 8月調査 (物価資料9月号)	主要資材 11月調査 (物価資料12月号)
市場単価 土木工事標準単価 掲載月	冬号 1月発刊	冬号 1月発刊	春号 4月発刊	夏号 7月発刊	秋号 10月発刊
その他 改定事項	なし	災害査定関係 業務省略単価	なし	歩掛 災害査定用総合単価	なし